

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月3日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市中央区北浜1丁目1番6号	
氏名 佐藤工業株式会社 大阪支店	
常務執行役員支店長 脇田 和久 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6203-7226	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	佐藤工業株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市中央区北浜1丁目1番6号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	146,734百万円（全社：2023年6月決算）
③従業員数	1,165人（全社：2023年6月30日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	10,080.49 t	68.16 t
	(これまでに実施した取組) 梱包材の削減 工場加工の推奨		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	8,064.39 t	54.53 t
	(今後実施する予定の取組) 分別のさらなる徹底		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルトコンクリート、廃プラスチック、 木くず、金属くず、紙くず、混合廃棄物		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みの維持・推進		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
3.15 t	83.83 t	92.71 t	577.48 t

②計画

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
2.52 t	67.06 t	74.17 t	461.98 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物				
316.86 t	t	t	t	t

②計画

建設系混合廃棄物				
253.49 t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組) 予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	10,080.49 t	68.16 t
	優良認定処理業者への処理委託量	328.70 t	54.08 t
	再生利用業者への処理委託量	8,658.70 t	67.84 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 産廃処理許可業者を選定し、書面により契約原則として電子マニフェスト対応可能業者の選定		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
3.15 t	83.83 t	92.71 t	577.48 t
3.15 t	69.86 t	75.10 t	152.14 t
3.15 t	83.50 t	83.51 t	507.92 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物			
316.86 t	t	t	t
116.09 t	t	t	t
316.26 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	8,064.39 t	54.53 t
	優良認定処理業者への処理委託量	262.96 t	43.26 t
	再生利用業者への処理委託量	6,926.96 t	54.27 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 電子契約の実施		
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

紙くず	木くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類
2.52 t	67.06 t	74.17 t	461.98 t
2.52 t	55.89 t	60.08 t	121.71 t
2.52 t	66.80 t	66.81 t	406.33 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画

建設系混合廃棄物			
253.49 t	t	t	t
92.87 t	t	t	t
253.01 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t
0.00 t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

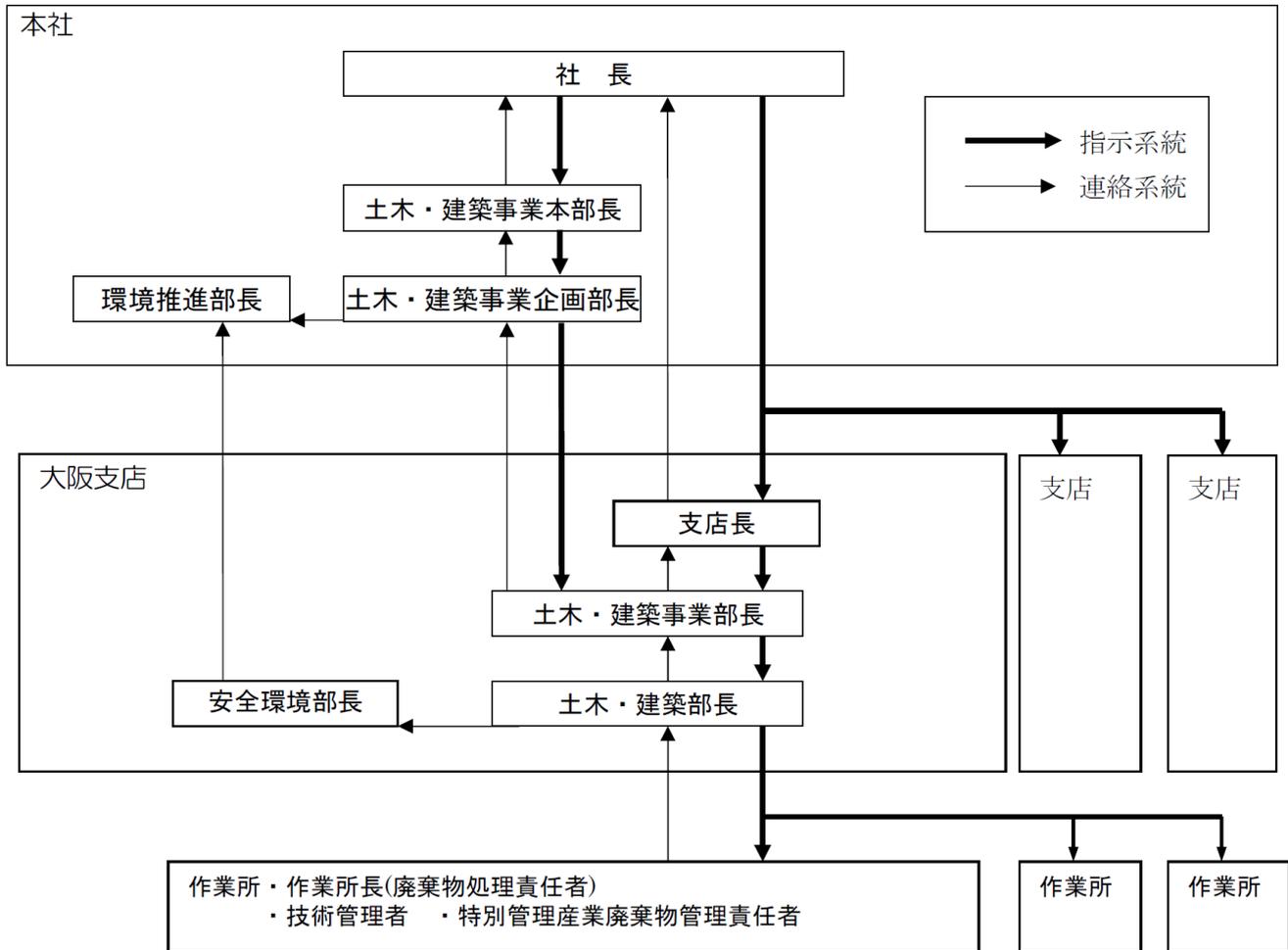
## 別紙1〇 建設廃棄物の一連の処理工程

廃棄物の種類	中間処理	処理後の状況
コンクリートくず	→ 選別、破砕	→ 再生砕石、路盤材
アスコンがら	→ 選別、破砕	→ 再生砕石、路盤材
その他がれき類	→ 選別、破砕	→ 再生砕石、路盤材、埋立
ガラス・陶磁器くず	→ 選別、破砕	→ 埋立
廃プラスチック類	→ 選別、破砕、圧縮固化	→ 固形燃料
金属くず	→ 選別、破砕	→ 原料
建設汚泥	→ 天日乾燥、脱水、固化	→ 再生土壌、埋戻土、埋立(管理型)
紙くず	→ 選別、破砕、圧縮固化	→ 燃料・再生紙
木くず	→ 選別、破砕、圧縮固化	→ 燃料・チップ(紙原料)
繊維くず	→ 選別、破砕、圧縮固化	→ 燃料
廃石膏ボード	→ 選別	→ 石膏ボード、埋立(管理型)
混合廃棄物(安定型)	→ 選別、破砕	→ 埋立
混合廃棄物(管理型)	→ 選別、破砕	→ 埋立(管理型)
廃石綿	→	埋立(管理型)

## 別紙2

○管理体制（廃棄物処理に関する管理組織等）

建設廃棄物管理機構図



### 支店管理体制

担 当	役 割
安全環境部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理方針の策定</li> <li>○職員・下請業者に対する教育、啓発</li> <li>○処理業者、再資源化施設の調査、選定</li> <li>○各作業所に対する支援及び指導</li> <li>○処理実績の集計、記録の保存</li> <li>○その他関係する事項</li> </ul>
土木・建築部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正な産業廃棄物処理の確認</li> </ul>
廃棄物処理責任者 (各作業所長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理計画の策定</li> <li>○委託契約の締結</li> <li>○産業廃棄物管理票の交付、管理</li> <li>○処理業者の監督</li> <li>○処理状況の確認</li> <li>○処理実績の記録、支店への報告</li> <li>○下請け業者の監督・指導</li> <li>○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の配置</li> </ul>